

# 人権チェックリスト 6月号



6/23～29は男女共同参画週間です

## ドメスティック・バイオレンスについて知っていますか？

### DVとは

配偶者等の間柄で起こる暴力を、ドメスティック・バイオレンス（DV）といい、身体に対する暴力だけではなく、生活費を渡さないなどの経済的暴力、無視するなどの精神的暴力など、さまざまな種類のものがあります。

- ・身体的暴力（例）殴る、蹴る、物を投げる など
- ・経済的暴力（例）生活費を渡さない、金銭を要求する、勝手に預貯金を使う など
- ・精神的暴力（例）大声で怒鳴る、殴るふりをする、無視する など
- ・性的暴力（例）性的行為を強要する、避妊に協力しない など
- ・社会的暴力（例）友人等との付き合いを禁止する、勝手にメールを削除する など

また、配偶者等の間だけでなく、10～20代を中心とした若い人の間でも、デートDVと呼ばれる交際相手からの同じような暴力が発生しています。

### チェック

DVは親密な関係のなかで起きるため被害を受けている事に気づきにくいものです。また、被害者の「知られたくない」という気持ちが事態を潜在化させ、深刻化させてしまいます。

DVを受けていると思ったら、ひとりで悩まず、相談しましょう。

DVについて相談を受けたら、話をしっかり受け止め、相談窓口を紹介しましょう。

相談窓口 県子ども・女性・障害者相談センター ☎073（445）0793

県男女共同参画センター “りいびる” ☎073（435）5246

～性暴力救援センター和歌山「わかやま mine(マイン)」～

性暴力を受けた被害者に相談や医療のコーディネーターなどの総合的な支援を行っています。（和歌山県立医科大学附属病院内）

相談・医療 ＊祝日、年末年始を除く

9：00～17：00（土、日は16：30まで）

緊急避妊などの緊急医療は22：00まで ＊年末年始を除く

相談電話：073-444-0099

内容についてのお問い合わせは  
和歌山県人権施策推進課まで

☎073-441-2566

